

改正	1968（昭和43）年4月1日	1975（昭和50）年4月1日
	1978（昭和53）年4月1日	1979（昭和54）年4月1日
	1980（昭和55）年4月1日	1981（昭和56）年4月1日
	1982（昭和57）年4月1日	1983（昭和58）年4月1日
	1984（昭和59）年4月1日	1985（昭和60）年4月1日
	1986（昭和61）年4月1日	1987（昭和62）年4月1日
	1988（昭和63）年4月1日	1989（平成1）年4月1日
	1990（平成2）年4月1日	1991（平成3）年4月1日
	1991（平成3）年7月1日	1992（平成4）年4月1日
	1994（平成6）年4月1日	1995（平成7）年3月1日
	1995（平成7）年4月1日	1996（平成8）年4月1日
	1997（平成9）年4月1日	1998（平成10）年4月1日
	1999（平成11）年4月1日	2000（平成12）年4月1日
	2001（平成13）年4月1日	2002（平成14）年4月1日
	2003（平成15）年4月1日	2004（平成16）年4月1日
	2005（平成17）年4月1日	2006（平成18）年4月1日
	2007（平成19）年4月1日	2008（平成20）年4月1日
	2009（平成21）年4月1日	2010（平成22）年4月1日
	2011（平成23）年4月1日	2012（平成24）年4月1日
	2013（平成25）年4月1日	2014（平成26）年4月1日
	2015（平成27）年4月1日	2016（平成28）年4月1日
	2017（平成29）年4月1日	2018（平成30）年4月1日
	2019（平成31）年4月1日	2020（令和2）年4月1日
	2021（令和3）年4月1日	2022（令和4）年4月1日
	2023（令和5）年4月1日	2024（令和6）年4月1日
	2025（令和7）年4月1日	2026（令和8）年4月1日

第1章 総則

第1条 同志社女子大学大学院は、立学の精神に基づき学部の教育の基礎のうえに、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与する女性の育成を目的とする。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、教育研究活動などについて不断の見直しを行う。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程はこれを前期2年と後期3年に区分し、その前期2年を修士課程として取り扱う。この学則において前期2年の課程は「博士課程（前期）」といい、後期3年の課程は「博士課程（後期）」という。

3 前項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程については前項の区分を設けないものとする。

第2条の2 本大学院は、前条に規定する各課程の目的に基づく人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科・専攻ごとに〔別表1〕のとおり定めるものとする。

第3条 研究科における専攻及び収容定員は次のとおりとする。

			入学定員	収容定員	
文学研究科	英語英文学専攻	博士課程（前期）	8名	16名	28
		博士課程（後期）	4名	12名	名
	日本語日本文化専攻	博士課程（前期）	10名	20名	32
		博士課程（後期）	4名	12名	名
	情報文化専攻	修士課程	5名	10名	
	国際社会システム専攻	修士課程	10名	20名	
国際社会システム研究科					
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	4名	16名	
		博士課程（前期）	6名	12名	21
	看護学専攻	博士課程（後期）	3名	9名	名
看護学研究科	生活デザイン専攻	修士課程	5名	10名	
		修士課程	8名	16名	
	食物栄養科学専攻				
生活科学研究科					

第2章 修業年限、学年、学期、休日

第4条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

博士課程の標準修業年限は5年とする。

ただし、薬学研究科博士課程の標準修業年限は4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、大学院委員会の議に基づき、その修業年限を修士課程、博士課程（前期）及び看護学研究科博士課程（後期）では6年まで、薬学研究科博士課程では8年まで認めることができる。

第5条 修士課程又は博士課程（前期）は、4年を超えて在学することはできない。

博士課程（後期）は6年を超えて在学することはできない。

薬学研究科博士課程は、8年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学年限は、修士課程、博士課程（前期）及び看護学研究科博士課程（後期）においては6年、薬学研究科博士課程においては8年を超えることができない。

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7条 学年を春学期、秋学期の2学期に分ける。なお、期間については、別に定める本学の学年暦による。

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める日
 - (3) 創立記念日 11月29日
 - (4) キリスト降誕日（クリスマス） 12月25日
 - (5) 春期、夏期及び冬期休業に関しては、別に定める本学の学年暦による。
- 2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業その他を行うことがある。また、休業日は臨時に定めることができる。

第3章 授業科目及び履修単位

第9条 授業科目及び履修単位は学校教育法施行規則第165条の2第1項により定める方針に基づき編成し、〔別表1〕のとおりとする。

2 科目履修については、指導教授の指導を受けるものとする。

- 3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本大学院が定める。
- 4 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 本大学院は、第3項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第10条 学生は専攻の授業科目について文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）は30単位以上、日本語日本文化専攻博士課程（前期）は32単位以上、情報文化専攻修士課程は30単位以上、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程は32単位以上、看護学研究科看護学専攻博士課程（前期）は30単位以上（助産師の受験資格取得を希望する場合は、61単位以上）、生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程は30単位以上、食物栄養科学専攻修士課程は30単位以上、文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）は8単位以上、日本語日本文化専攻博士課程（後期）は8単位以上、看護学研究科博士課程（後期）は11単位以上、また薬学研究科博士課程は38単位以上履修しなければならない。

- 2 学生は別に定める規定により、他大学（外国の大学を含む）において当該大学院の授業科目を履修することができる。また、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修すること、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修すること、大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修することができる。また、教育上有益と認められるときは、大学院学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院において修得したものとして認定することができる。また、教育上有益と認められるときは、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程又は博士課程（前期）の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 第2項の規定により履修した授業科目は、教育上有益と認められるときは、研究科委員会の議に基づき15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。ただし、入学前の既修得単位（本大学院において修得した単位を除く。）については、他の大学院等（外国の大学院等を含む。）において修得した単位とは別に、15単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとして認定することができる。
- 4 第3項の規定により本大学院において修得したものとして認定することができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第10条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第4章 課程修了の認定

第11条 修士の学位を得ようとする者は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足るものとする。

- 2 前項の場合において、本大学院修士課程又は博士課程（前期）の目的に応じ適当と認められると

- きは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 博士の学位を得ようとする者は、文学研究科及び看護学研究科の場合は本大学院に5年（修士課程又は博士課程（前期）を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上、薬学研究科の場合は本大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- ただし、文学研究科及び看護学研究科の場合の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士課程（前期）を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足るものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士課程（前期）を修了した者の大学院の在学期間に関しては、修士課程又は博士課程（前期）の在学期間に3年を加えた期間とする。
- ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士課程（前期）における在学期間を含む）在学すれば足るものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者が博士課程（後期）に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足るものとする。
- 第11条の2 本大学院は、第10条第2項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程（区分制博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は博士課程（前期）については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 2 前項の規定は、文学研究科及び看護学研究科における修士課程又は博士課程（前期）を修了した者の第11条第3項に規定する博士課程における在学期間（同項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程又は博士課程（前期）における在学期間を除く。）については、適用しない。
- 第12条 修士論文は、在学中に提出し審査を終了するものとする。
- 2 博士論文は、学長において受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。
- 第13条 課程修了の認定は、大学院委員会がこれを行う。
- 第5章 学位の授与
- 第14条 本大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者は、別に定める学位規則により各々の学位を授与する。

文学研究科	英語英文学専攻	博士課程（前期） 博士課程（後期）	修士（英語英文学） 博士（英語英文学）
	日本語日本文化専攻	博士課程（前期） 博士課程（後期）	修士（日本語日本文化） 博士（日本語日本文化）
国際社会システム研究科	情報文化専攻	修士課程	修士（情報文化）
	国際社会システム専攻	修士課程	修士（国際社会システム）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	博士課程（前期） 博士課程（後期）	修士（看護学） 博士（看護学）
		修士課程	修士（生活デザイン）
生活科学研究科	生活デザイン専攻	修士課程	修士（生活デザイン）
	食物栄養科学専攻	修士課程	修士（食物栄養科学）

- 2 本大学院に博士論文を提出した者には、別に定める学位規則により博士（英語英文学）、博士（日

本語日本文化)、博士(薬学)、博士(看護学)の学位を授与することができる。

第6章 入学、休学、退学

第15条 入学の時期は4月とする。

第16条 本大学院修士課程又は博士課程(前期)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本大学院が認めたもの
 - (3) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者
- 2 博士課程(後期)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を得た者
 - (2) 大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者
- 3 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 6年制課程の薬学系大学を卒業した者
 - (2) 修士(薬学系)の学位を得た者
 - (3) 大学院への入学に関し、6年制課程の薬学系大学を卒業した者又は修士(薬学系)の学位を得た者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

第17条 入学志願者は入学願書に所定の書類を添付し提出するものとする。

第18条 入学志願者には学校教育法施行規則第165条の2第1項により定める方針に基づき、別に定めるところにより選考を行い、大学院委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第19条の2 連帯保証人は1名とする。

2 連帯保証人は、当該学生在籍中、本学学費及び本学に損害を与えた場合の損害賠償等の債務につき、極度額の範囲において連帯保証しなければならない。極度額は〔別表2〕に定める当該学生が所属する研究科・専攻・課程の標準修業年限の学費1年分(入学金を除く)とする。

3 連帯保証人が転籍、転居等をしたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。連帯保証人が死亡した時又はその資格を失った時は、新たに連帯保証人を定めて届け出なければならない。

第20条 退学しようとする者は、連帯保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得なければならない。

第21条 疾病その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、連帯保証人連署のうえ、所定の期日までに学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、半年又は1年とする。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

6 休学期間中にその事由が消滅した場合は、連帯保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得て学期始めから復学することができる。

第22条 休学及び退学の理由が消滅した場合は、休学においては復学願を、退学においては再入学願を提出し、学長の許可を得て、復学又は再入学することができる。

第23条 賞罰に関しては、学部学生に対する規定を準用する。

第7章 学費及び入学検定料

第24条 学費は〔別表2〕のとおりとする。

2 休学期間中は、休学在籍料のみを納入するものとする。

3 既に納入した学費は返還しない。ただし、指定期日までに入学手続の取消を願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。

4 博士課程（後期）及び博士課程において、標準修業年限を超えて在学し論文審査のみを受ける場合、論文審査期間が半年、又は1年のときは、当該学期の学費は論文審査在学料のみとし、その他の学費を免除することができる。

第24条の2 本学の入学検定料は〔別表3〕のとおりとする。

第25条 授業料の納入方法は別に定める。

第8章 科目等履修生・聴講生・委託生及び外国人留学生

第26条 本学大学院学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対しては科目開設研究科の研究科長、教務部長の承認を経て学長が履修を許可する。

2 科目等履修生が履修した授業科目について試験その他本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価を受け合格したときには、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

第27条 各研究科における授業科目のうち、その1科目又は数科目を修めようと希望する者に対しては、欠員のある場合に限り科目開設研究科の研究科長、教務部長の承認を経て学長が聴講を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

第28条 他大学の大学院学生で、その大学院の委託により、本大学院研究科における授業科目中、1科目又は数科目の選修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り大学院委員会の議を経て、学長が修学を許可することができる。

第29条 外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者には、選考のうえ、大学院委員会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は別に定める。

第9章 教育研究実施組織

第30条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は本学の教授とする。ただし、准教授又は講師、助教に担当させることがある。

第31条 本大学院は学長が総括し、事務の遂行は学部の事務組織がこれにあたる。

第31条の2 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修等を実施する。

第31条の3 本大学院は、授業及び研究指導の内容及びその方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第10章 運営組織

第32条 大学院に大学院委員会を置く。大学院委員会は学長、教務部長、学生支援部長、企画部長、広報部長、学術情報部長、各研究科長、各研究科専攻主任及び各研究科専攻から1名ずつ選出された委員をもって構成し、学長が招集して議長となる。

2 研究科委員会から選出された委員の任期は2年とする。

第33条 大学院委員会は次に定める事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学及び修了に関する事項

（2）学位授与に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第34条 各研究科に研究科委員会を置く。研究科委員会は、教授をもって構成する。研究科委員会は研究科長が招集して議長となる。

2 研究科長は、原則として学部長がこれにあたり、その任期は2年とする。

第35条 研究科委員会は次の事項を審議する。

（1）論文審査に関する事項

- (2) 学科課程に関する事項
- (3) 課程修了認定に関する事項
- (4) 入学試験に関する事項
- (5) 学期末試験に関する事項
- (6) その他研究科に関する事項

第11章 研究指導施設

第36条 大学院に学生のための研究室を置く。また大学院学生は本学の図書館及び同志社大学図書館を使用できる。

第12章 雑則

第37条 本大学院を修了した者には、申請により次の中学校及び高等学校教諭専修免許状が授与される。

文学研究科	英語英文学専攻	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）
	日本語日本文化専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（音楽）
国際社会システム研究科 生活科学研究科	情報文化専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
	国際社会システム専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）
	生活デザイン専攻	中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（家庭）
	食物栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（家庭）

ただし、本条は既に中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得している者に適用する。

2 助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第10条の規定によるほか、〔別表1〕に定める科目の単位を修得しなければならない。

第38条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

第39条 この規則に定めていない事項については本学学部学則を準用する。

附 則

本学則は、1995（平成7）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本学則は、1996（平成8）年4月1日改正

附 則

本学則は、1997（平成9）年4月1日改正

附 則

本学則は、1998（平成10）年4月1日改正

附 則

本学則は、1999（平成11）年4月1日改正

附 則

本学則は、2000（平成12）年4月1日改正

附 則

本学則は、2001（平成13）年4月1日改正

附 則

本学則は、2002（平成14）年4月1日改正

本学大学院文学研究科英文学専攻は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず1998（平成10）年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2000（平成12）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則

第24条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

本学大学院文学研究科日本語日本文化専攻修士課程は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、2000（平成12）年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2001（平成13）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の第9条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

第7条の規定にかかわらず、2002（平成14）年度については、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月29日まで

秋学期 9月30日から翌年3月31日まで

附 則

本学則は、2003（平成15）年4月1日改正

第7条の規定にかかわらず、2003（平成15）年度については、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月28日まで

秋学期 9月29日から翌年3月31日まで

2003（平成15）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則第24条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。ただし、休学在籍料については、2003（平成15）年度以降在学の学生に適用する。

附 則

本学則は、2004（平成16）年4月1日改正

附 則

本学則は、2005（平成17）年4月1日改正

2005（平成17）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2006（平成18）年4月1日改正

2006（平成18）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2007（平成19）年4月1日改正

2007（平成19）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2008（平成20）年4月1日改正

2008（平成20）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2009（平成21）年4月1日改正

2009（平成21）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2010（平成22）年4月1日改正2010（平成22）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2011（平成23）年4月1日改正2011（平成23）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2012（平成24）年4月1日改正

2012（平成24）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2013（平成25）年4月1日改正

2013（平成25）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2014（平成26）年4月1日改正

2014（平成26）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2015（平成27）年4月1日改正

2015（平成27）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2016（平成28）年4月1日改正

2016（平成28）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2017（平成29）年4月1日改正

2017（平成29）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

第24条第1項の別表2に定める学費のうち、論文審査在学料については、2017年度第1年次入学生から適用する。

附 則

本学則は、2018（平成30）年4月1日改正

2018（平成30）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2019（平成31）年4月1日改正

2019（平成31）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2020（令和2）年4月1日改正

本学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、2020（令和2）年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2020（令和2）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2021（令和3）年4月1日改正

2021（令和3）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2022（令和4）年4月1日改正2022（令和4）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

学則第19条の2に定める連帯保証人は、2022（令和4）年度入学生から適用し、2021（令和3）年度以前の入学生については、従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2023（令和5）年4月1日改正2023（令和5）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2024（令和6）年4月1日改正2024（令和6）年3月31日において、本学に在籍する者

の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。
2024（令和6）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則第24条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2025（令和7）年4月1日改正2025（令和7）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は、2026（令和8）年4月1日改正2026（令和8）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第9条第1項のほか従前の学則によるものとする。

1967（昭和42）年3月29日 文部省認可
〔別表1〕

1 博士課程（前期）

文学研究科英語英文学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことが博士課程（前期）の目的である。これに基づいて本専攻では、英語圏の文学・文化・言語・コミュニケーションの各分野をより細分化した形で深く学び、理解することを目的とする。また、グローバル化された世界において英語は共通言語としての役割をますます高めているが、コミュニケーション手段としてより高度の英語運用能力を獲得し、国際社会の発展に寄与することのできる人材の育成を目的とする。

人材養成の指針

真の国際理解のためには、自国の文化と相手の文化に対する深い理解が必要不可欠である。そのためには幅広い知識の修得が必要であるが、それとともに視野の広い豊かな人間性を持つことが重要である。文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）は、本学の教育理念である良心教育を柱とするキリスト教主義、国際主義、リベラル・アーツ教育を体現する有能であり、かつ豊かな人間性を持つ英語教師あるいは英語を媒体に社会に貢献する人材の養成を目的とする。

科目名

単位

A類

英米文学・文化科目群

イギリス文学作品研究 A	2
イギリス文学作品研究 B	2
アメリカ文学作品研究 A	2
アメリカ文学作品研究 B	2

英語コミュニケーション・英語教育科目群

Topics in Linguistics A	2
Topics in Linguistics B	2
Principles of Communication A	2
Principles of Communication B	2
第二言語習得論	2
英語学習者論	2
心理言語学	2
バイリンガリズム論	2
Colloquium（文学・文化）	2
Colloquium（言語・コミュニケーション）	2

イギリス文化研究 A	2
イギリス文化研究 B	2
北米文化研究 A	2
北米文化研究 B	2
B 類	
イギリス文学・文化科目群	
シェイクスピア劇とルネサンス	2
シェイクスピア劇と現代	2
近代イギリス文化	2
イギリスの民族と歴史	2
イギリス文化と地域性	2
イギリスの近現代文学 A	2
イギリスの近現代文学 B	2
アメリカ文学・文化科目群	
アメリカ文学と地域性	2
アメリカ文化と地域性	2
アメリカ文学批評	2
アメリカの文化と表象	2
アメリカの歴史とジェンダー	2
北米の映像文化	2
ヨーロッパ文学・文化科目群	
ギリシャ・ローマ古典文学	2
ヨーロッパの文学と文化	2
ラテン語 I	2
ラテン語 II	2
英語学・英語教育科目群	
英語音声学 A	2
英語音声学 B	2
英語科教授法 A	2
英語科教授法 B	2
応用言語学リサーチメソッド	2
英語評価論	2
メディアと英語教育	2
教材開発論	2
英語運用スキル科目群	
Academic Writing A	1
Academic Writing B	1
Academic Writing C	1
Academic Writing D	1

A 類より10単位以上修得すること。ただし、文学又は文化を論文のテーマにする者については、A 類の英米文学・文化科目群より 8 単位を選択必修とし「Colloquium (文学・文化)」2 単位を必修とする。英語コミュニケーション又は英語教育を論文のテーマとする者については、A 類の英語コミュニケーション・英語教育科目群より 8 単位を選択必修とし「Colloquium (言語・コミュニケーション)」2 単位を必修とする。B 類科目「Academic Writing A・B・C・D」から 2 単位を選択必修とする。A 類・B 類を合わせて計30単位以上修得すること。B 類に関しては、2 年次以降、指導教授の了解のもと、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程及び生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程の科目群 B 類の中から修得した単位を、8 単位までは博士課程（前期）修了に必要な単位として算入することができる。

文学研究科日本語日本文化専攻

人材養成目的

教育・研究目的

広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことが博士課程（前期）の目的である。これに基づいて本専攻では、日本文学・日本文化、日本語・日本語教育、音楽文化に関する知識や理論を、より高度なレベルで幅広く修得し、次世代に豊かな日本の文化遺産を継承することのできる人材を育成することを目的とする。また「日本語」の教授に関する知見と技術の教育を通じて国際社会に寄与していくことのできる人材を育成することを目的とする。

人材養成の指針

文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）は、専門に関する知識や理論の修得のみに終らず、歴史学・宗教学・文化人類学などの他分野の知識や理論の修得にも努め、学際的な視点で日本文化に対する幅広い教養と視野を持つ人材を育成すること、また良心教育を柱とするキリスト教主義、国際主義、リベラル・アーツ教育を基本的理念とする本学の教育理念にのっとり、人間に対する深い洞察と国際的な広い視野を持つ人材の養成を目的とする。

科目名	単位
A 類	
（日本文学・日本文化コース）	
日本文学特殊研究 I	4
日本文学特殊研究 II	4
日本文学特殊研究 III	4
日本文学特殊研究 IV	4
日本文化史特殊研究 I	4
日本文化史特殊研究 II	4
（日本語・日本語教育コース）	
日本語特殊研究 I	4
日本語特殊研究 II	4
日本語特殊研究 III	4
日本語特殊研究 IV	4
日本語特殊研究 V	4
日本語教育特殊研究 I	4
日本語教育特殊研究 II	4
（音楽文化コース）	
芸術文化特殊研究 I	4
芸術文化特殊研究 II	4
芸術文化特殊研究 III	4
芸術文化特殊研究 IV	4
芸術文化特殊研究 V	4
B 類	
日本文化特論	4
音楽療法特論	4
日本語学特論 I	4
日本語学特論 II	4
日本語教育学特論 I	4
日本語教育学特論 II	4
日本文学特論 I	4
日本文学特論 II	4

再現芸術論 I	4
再現芸術論 II	4
音楽理論特論 I	4
音楽理論特論 II	4
民俗学特論	4
考古学特論	4

A類より16単位（ただし、いずれかのコースから最低8単位）以上、B類より12単位以上、計32単位以上修得しなければならない。ただし、B類に関しては、2年次以降、指導教授の了解のもと、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程及び生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程の科目群B類の中から修得した単位を、8単位までは博士課程（前期）修了に必要な単位として算入することができる。

修士論文指導を受けるためには、1年以上在学し、所定の科目を16単位以上修得しなければならない。

看護学研究科看護学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

看護学研究科看護学専攻博士課程（前期）は、「看護学研究分野」と「助産学実践分野」を軸に、リサーチマインドを有し臨床における判断力や指導力、専門的知識と技術の向上・開発を目指す看護職者や、より精深な学識と研究能力を修得し教育研究者を目指す看護職者、そして、時代の流れに沿った医療環境の大きな変化に対応できる高度な助産学の知識・技術を有した助産師を育成することを目的とする。

人材養成の指針

看護学研究科看護学専攻博士課程（前期）では、様々な健康レベルにある人々が、豊かで健やかな生活を確かに送れるように、理論と実践に基づいた研究能力及びエビデンスとナラティブを統合できる看護実践能力を備え、看護現象を探究し、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与できる人材を養成する。すなわち、看護実践の場で生じている課題について、論理的・創造的思考に基づいた解決方法を探究することができ、看護実践や教育・研究活動に対して積極的に取り組み、継続的な自己研鑽ができる人材を理想に掲げている。

科目名	単位
〔共通科目〕	
看護学研究特論	2
看護研究方法論	2
科学英語論文クリティーク	2
理論看護特論	2
看護倫理特論	2
看護教育特論	2
看護管理特論	2
健康科学特論	2
〔専門科目〕	
（看護学研究科目）	
成人看護学特論 I	2
成人看護学特論 II	2
ウイメンズヘルス特論 I	2
ウイメンズヘルス特論 II	2
高齢者・在宅看護学特論 I	2
高齢者・在宅看護学特論 II	2

公衆衛生看護学特論 I	2
公衆衛生看護学特論 II	2
看護学演習	4
(助産学実践科目)	
○基盤科目	
助産学概論	2
リプロダクティブヘルス論	2
ペアレンティング援助論	2
妊娠期助産診断技術学	2
分娩期助産診断技術学	2
産褥・新生児期助産診断技術学	2
助産診断技術学演習	2
高次助産診断技術学演習	1
リプロダクティブヘルス演習	1
地域母子保健論	2
助産マネジメント論	2
助産学実習 I	2
助産学実習 II	2
助産学実習 III	7
○発展科目	
赤ちゃん学特論	2
国際母子保健論	1
統合ヘルスケア論	2
遺伝カウンセリング論	1
助産学実習 IV	2
助産学実習 V	2
〔特別研究〕	
特別研究	8
課題研究	4

看護学研究分野は、所定の授業科目について、必修科目20単位を含む30単位以上（共通科目12単位以上、看護学研究科目10単位以上、特別研究8単位（特別研究））を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

助産学実践分野は、所定の授業科目について、必修科目57単位を含む61単位以上（共通科目12単位以上、看護学研究科目4単位、助産学実践科目41単位（基盤科目31単位、発展科目10単位）、特別研究4単位（課題研究））を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、課題研究論文の審査及び最終試験に合格すること。

2 博士課程（後期）・博士課程

文学研究科英語英文学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことが博士課程（後期）の目的である。これに基づいて本専攻では博士課程（前期）よりも更に深く英米文学、英米文化、言語、コミュニケーションを修め、国際的分野においても活躍できる高い専門的能力と深い教養・豊かな人格を備えた社会人の育成を目的とする。

人材養成の指針

文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）は、より豊かな発想と、深い知識と鋭い分析力とを持つだけでなく、本学の教育理念である良心教育を柱とするキリスト教主義、国際主義、リベラル・アーツ教育を体現する、各

専門分野における研究者あるいは英語を媒体に社会に貢献する人材の養成を目的とする。

科目名	単位
〔特別研究〕	
英文学特別研究 I	4
英文学特別研究 II	4
米文学特別研究	4
英米文化特別研究	4
言語学特別研究 I	4
言語学特別研究 II	4
言語学特別研究 III	4
言語学特別研究 IV	4
〔特別演習〕	
英文学特別演習	2
米文学特別演習	2
英米文化特別演習	2
言語学特別演習	2
指導教授の指示により、特別研究 4 単位以上を含めて計10単位以上修得し、論文指導を受けること。	

文学研究科日本語日本文化専攻

人材養成目的

教育・研究目的

専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことが博士課程（後期）の目的である。これに基づいて本専攻では、①博士課程（前期）よりも更に専門分野に関わる高度な研究能力と専門知識とを備えた研究者・教育者を養成すること、②日本語教育とその方法について研究開発できる能力を備えた研究者・教育者を養成すること、③国際的分野で活躍できる高い専門的能力と深い教養・豊かな人格を備えた社会人を育成することを目的とする。

人材養成の指針

文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（後期）は、本学の教育理念である良心教育を柱とするキリスト教主義、国際主義、リベラル・アーツ教育を生かした、バランスのとれた豊かな人間性を育て、各専門分野における学問を継承し深化させることのできる能力だけではなく、更に新しいパラダイムによる日本文化研究を切り開くことのできる人材の養成を目的とする。

科目名	単位
〔特別研究〕	
日本語特別研究 I	4
日本語特別研究 II	4
日本文学特別研究 I	4
日本文学特別研究 II	4
日本文学特別研究 III	4
日本文学特別研究 IV	4
日本文化史特別研究	4
芸術文化特別研究 I	4
芸術文化特別研究 II	4
日本語特別研究 III	4
〔特別演習〕	
日本語特別演習	2
日本文学特別演習	2
日本文化史特別演習	2
芸術文化特別演習	2
指導教授の指示により、特別研究 4 単位以上を含めて計10単位以上修得し、論文指導を受けること。	

看護学研究科看護学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

看護学研究科看護学専攻博士課程（後期）は、博士課程（前期）での教育・研究をさらに深化させ、看護学の研究者として自立した研究活動を行うのに必要な高度な研究力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを基本的な理念として、看護実践に活用可能な理論の構築や方法の開発を目指し、科学的な思考に基づいた高度な研究・教育・実践活動を推進することのできる女性を育成する。これらの人材を社会に輩出することで、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与することを目的とする。

人材養成の指針

看護学研究科看護学専攻博士課程（後期）では、実践的で応用可能な看護学の理論の構築や方法を探究できる教育研究力を備え、指導的役割を担うことのできる人材として、教育研究、臨床や地域など多様なフィールドで活躍し、看護継続教育や学生の臨地実習に携わる看護職者、看護系大学教員等の次世代育成や看護学の発展に寄与できる女性を育成する。

科目名	単位
〔共通科目〕	
看護教育特講	1
看護研究特講	1
看護研究方法特講 I（質的研究）	1
看護研究方法特講 II（量的研究）	1
〔専門科目〕	
（臨床看護学領域）	
成人看護学特講	1
ウイメンズヘルスト講	1
（広域看護学領域）	
高齢者・在宅看護学特講	1
公衆衛生看護学特講	1
〔特別研究〕	
看護学特別研究 I	2
看護学特別研究 II	2
看護学特別研究 III	2

共通科目から3単位以上（必修2単位、選択必修1単位以上）、専門科目から2単位以上（ただし、専攻する看護学の特講科目は必ず履修すること）、特別研究から6単位（必修）、合計11単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格すること。

薬学研究科医療薬学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

大学院薬学研究科医療薬学専攻博士課程は、高度な薬学専門知識を総合的に身に付け、先端科学の基礎及び応用研究を通して、さまざまな薬学関連分野において自らが意欲的かつ創造性豊かに研究を遂行できる高度専門薬剤師、基礎薬学分野や医療薬学分野の研究者、及びそのような人材を育成する指導者の養成を目的とする。

人材養成の指針

本研究科博士課程は、先端的な科学技術に基づく薬学体系と高度化した薬物治療に基づく医療体系をつなぐ医療薬学の研究の実践によって、大学、研究所、医療機関、民間企業や地方自治体において基礎薬学及び医療薬学の研究者・教育者として、難治疾患の克服や医薬品の安全・適正使用などの社会的要請に応えるとともに、科学と医療の発展に寄与できる高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。

科目名	単位
A群（基礎薬学領域）	
生体分子機能学特論	2
医薬品分子機能解析学特論	2
医薬品構造機能相関学特論	2

微生物感染学特論	2
分子病態生化学特論	2
基礎薬学総合実習	2
B群（医療薬学領域）	
薬効安全性学特論	2
薬効評価学特論	2
レギュラトリーサイエンス特論	2
生態環境毒性学特論	2
医療薬学総合実習	2
がん分子標的治療学特論	2
C群（実践的臨床薬学領域）	
臨床病態解析学特論	2
感染制御処方学特論	2
がん疾患関連処方学特論	2
医薬品情報解析学特論	2
実践的薬剤処方解析実習 A	2
実践的薬剤処方解析実習 B	2
治験・CRC特論	2
薬剤学特論	2
臨床治療薬効学特論	2
研究指導科目	
薬学特別研究 I	4
薬学特別研究 II	4
薬学特別研究 III	4
薬学特別研究 IV	4

A群（基礎薬学領域）・B群（医療薬学領域）よりあわせて14単位以上、C群（実践的臨床薬学領域）より8単位以上、研究指導科目より16単位修得すること。

必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

3 修士課程

文学研究科情報文化専攻

人材養成目的

教育・研究目的

21世紀は「知識基盤社会」の時代であると言われる。このような時代を生きる人間の知的・文化的営為の探求には、従来の文化研究の枠組みを基にした新たな「情報文化」という視点が求められる。本専攻では、この現代的課題に「メディア文化」と「表現文化」という2とおりのアプローチを有機的に結合して挑む。「メディア文化」分野では、人間に根本的な影響を与えるメディア、すなわち言語、テキスト、マスメディア、インターネット、都市などを研究対象とし、その多様性を踏まえながら、知的・文化的問題としてのメディアを探究する。「表現文化」分野では、情報発信の方法を創作と分析批評などを通して追究する。更に、両分野に共通する基本的な知識としてメディアの理解、メディアによる表現、そしてその双方に共通する基盤である言語や認知に関連する知識、メディアの調査分析手法などを修得する。

人材養成の指針

「メディア文化」分野と「表現文化」分野における研究を通じて、情報メディアに関わる高度な専門的知識を有するとともに、先端のメディアを駆使した表現力やプロデュース力を発揮することのできる専門的職業人を養成する。また、共通分野科目や他研究科・専攻科目の履修を通して幅広い視野と教養を獲得させ、グローバル化、絶え間ない技術革新、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断の重視、性別や年齢を問わない参画といった社会変化に対応できるようにする。具体的には、マスコミ関連分野、広告関連分野や一般企業における広報・宣伝部門を担う人材をはじめ、IT関連分野におけるシステム・エンジニア、プログラマー、またメディアを駆使したデザイナーやアーティストなどの芸術系分野、更に情報メディア系教育分野など、多様な分野で活躍することのできる人材の育成を行い、広く現代のメディア社会

の発展に寄与することを目指す。

科目名	単位
A 類	
(メディア文化分野)	
メディア文化特殊演習 A	2
メディア文化特殊演習 B	2
メディア文化特殊演習 C	2
メディア文化特殊演習 D	2
メディア文化特殊演習 E	2
メディア文化発展演習 A	2
メディア文化発展演習 B	2
メディア文化発展演習 C	2
メディア文化発展演習 D	2
メディア文化発展演習 E	2
(表現文化分野)	
表現文化特殊演習 A	2
表現文化特殊演習 B	2
表現文化特殊演習 C	2
表現文化特殊演習 D	2
表現文化特殊演習 E	2
表現文化発展演習 A	2
表現文化発展演習 B	2
表現文化発展演習 C	2
表現文化発展演習 D	2
表現文化発展演習 E	2
B 類	
(メディア文化分野)	
メディア・コミュニケーション特論	2
メディア文化特論	2
マスコミュニケーション特論	2
メディアリテラシー特論	2
大衆文化特論	2
超域文化特論	2
(表現文化分野)	
コミュニケーションデザイン特論	2
表象芸術特論	2
芸術文化特論	2
メディアコンテンツ特論	2
集団制作特論	2
ユーザインタフェース特論	2
(共通分野)	
理論言語学特論	2
文字メディア特論	2
認知心理学特論	2
メディア研究法特論	2

A 類に関しては、「メディア文化」又は「表現文化」のいずれかの分野で特殊演習は 6 単位以上、発展演習は 6 単位以上、残りの分野で特殊演習は 2 単位以上、発展演習は 2 単位以上修得しなければならない。

B 類に関しては、A 類で 12 単位以上修得している分野と同一の分野で 4 単位以上、それ以外の 2 分野（「共通分野」を含む）でそれぞれ 2 単位以上修得しなければならない。ただし、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程及び生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程の B 類科目の単位を 6 単位までは、修士課程修了に必要な単位として算入することができる。

国際社会システム研究科国際社会システム専攻

人材養成目的

教育・研究目的

グローバル化が進展するこれからの日本社会にあつて、国際社会に対する正しい知見に基づいた国際友好の進展は、不可避的条件である。国際社会の最大の目標である「共生」に至る道を探るために、「国際協力と国際交流」（文化・経済・環境政策面での国際協力と国際交流）「現代社会と文化」（各国・各地域の文化的多様性と社会の調和）「現代社会とこども」（教育的な面からの現代社会とこどもの関わり）という三分野を設定している。国際社会システム研究科は、国際的視点のもとに研究を進展させ、これら三分野にわたる総合的知見を身につけた研究を進展させることで、高度な職業的専門人を育成することを教育目的としている。

人材養成の指針

国際社会と国際交流に関する知見、及び現代社会の諸領域についての宗教学的、社会学的、心理学的、教育学の知識を学ぶことにより、国際問題や現代社会に関わる問題についての理解力と解決力を身につけ、これらを生かして国際機関・NPO、教育・研究職のほか、多国籍企業、マスコミ・ジャーナリズム、自治体や企業の国際部門、初等教育又は中等教育の現場で活躍できる人材の養成に力を入れている。

科目名

単位

A 類

国際交流と社会システム特殊演習	A I	2
国際交流と社会システム特殊演習	A II	2
国際交流と社会システム特殊演習	B I	2
国際交流と社会システム特殊演習	B II	2
国際交流と社会システム特殊演習	C I	2
国際交流と社会システム特殊演習	C II	2
国際交流と社会システム特殊演習	D I	2
国際交流と社会システム特殊演習	D II	2
現代社会システム特殊演習	A I	2
現代社会システム特殊演習	A II	2
現代社会システム特殊演習	B I	2
現代社会システム特殊演習	B II	2
現代社会システム特殊演習	C I	2
現代社会システム特殊演習	C II	2
現代社会システム特殊演習	D I	2
現代社会システム特殊演習	D II	2
現代社会システム特殊演習	E I	2
現代社会システム特殊演習	E II	2
社会とこども特殊演習	A I	2
社会とこども特殊演習	A II	2
社会とこども特殊演習	B I	2
社会とこども特殊演習	B II	2
社会とこども特殊演習	C I	2
社会とこども特殊演習	C II	2

B 類

国際社会協力特論	I	2
国際社会協力特論	II	2
国際観光文化特論	I	2
国際観光文化特論	II	2
国際経済特論	I	2
国際経済特論	II	2
国際関係特論	I	2
国際関係特論	II	2
比較宗教学特論	I	2
比較宗教学特論	II	2
社会心理学特論		2
社会調査・統計特論		2

こどもコミュニケーション特論	I	2
こどもコミュニケーション特論	II	2
国際交流と社会システム特論	I	2
国際交流と社会システム特論	II	2
現代社会システム特論	I	2
現代社会システム特論	II	2
社会とこども特論	I	2
社会とこども特論	II	2
こども福祉特論	I	2
こども福祉特論	II	2
国際社会文化特論	I	2
国際社会文化特論	II	2
研究指導		
論文指導		

A類より12単位以上履修し、A・B類合わせて32単位以上修得すること。ただし、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程及び生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程のB類科目の単位を8単位まで含めることができる。

修士論文指導を受けるためには、1年以上在学し、所定の科目を16単位以上修得しなければならない。

生活科学研究科生活デザイン専攻

人材養成目的

教育・研究目的

生活デザイン専攻では、生活をデザインする能力を探究することを目標とし、人間をとりまくくらしの歴史や思考などの文化的側面に着目する「くらしの文化」分野と、多様化するくらしにおける機構や体系などの機能構造的側面に着目する「くらしの仕組」分野を設置している。本専攻は、両分野を統合することにより、くらしに関する様々な専門分野、及びこれらの境界領域に関する高度な専門知識と研究能力、デザイン能力及び実践能力を養成することを教育目的としている。本専攻の教育の特徴は、リベラル・アーツの精神に基づき、両分野の問題を多方面から考察・研究することにある。

人材養成の指針

生活デザイン専攻は、修得した多岐にわたる高度な専門的知識と研究能力、デザイン能力や実践能力をもとに、「くらしのスペシャリスト」として多方面で活躍できる優れた人材の養成を目的とする。具体的には、くらしに係わる企業、行政機関や公益法人、教育機関などで活躍できる人材を養成する。また、家庭科の専修免許状も取得可能であり、中学・高校教員としても一層の活躍ができる。

科目名

単位

○ 必修科目

生活デザイン特別講義		2
生活デザイン特別研究	I	2
生活デザイン特別研究	II	2

○ 選択科目

A類

（くらしの文化分野）

くらしの文化特殊演習	A	2
くらしの文化特殊演習	B	2
くらしの文化特殊演習	C	2
くらしの文化特殊演習	D	2
くらしの文化特殊演習	E	2
くらしの文化発展演習		2

（くらしの仕組分野）

くらしの仕組特殊演習	A	2
くらしの仕組特殊演習	B	2
くらしの仕組特殊演習	C	2

くらしの仕組特殊演習 D	2
くらしの仕組発展演習	2
B類	
(くらしの文化分野)	
居住空間特論	2
服飾文化特論	2
都市計画特論	2
プロダクトデザイン特論	2
生活デザインと文化	2
生活と倫理特論	2
(くらしの仕組分野)	
居住環境特論	2
被服造形特論	2
地域計画特論	2
生活デザインと仕組	2
食と栄養学特論	2
ユニバーサルデザイン特論	2

必修科目 6 単位及び選択科目 24 単位以上、合計 30 単位以上修得しなければならない。ただし、選択科目の履修については以下のとおりとする。

A 類科目および B 類科目のそれぞれにおいて、「くらしの文化」分野から 2 単位以上、「くらしの仕組」分野から 2 単位以上を修得しなければならない。

A 類科目においては、それぞれの分野の特殊演習から 2 単位以上、いずれかの分野の発展演習 2 単位を修得しなければならない。

ただし、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程、及び国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程の B 類科目の単位を 8 単位までは、修士課程修了に必要な単位として算入することができる。

生活科学研究科食物栄養科学専攻

人材養成目的

教育・研究目的

食物栄養科学専攻は、「食物栄養科学コース」と「実践栄養管理学コース」からなる。「食物栄養科学コース」では、「食」に関する実験や調査により研究活動を展開することで、研究能力はもとより「食」についての高度な専門知識を兼ね備えた研究者や専門的職業人を養うことを教育目的としている。一方、「実践栄養管理学コース」では、栄養管理を中心とした講義科目、医療・保健・福祉・学校教育などの施設での 1 年間のインターンシップ（管理栄養士としての職場を有する者にとっては、各人の職場における研究活動）、「実践栄養管理学研究」「実践栄養管理学特別研究」などを通じて、グローバル社会に対応できる、高度で実践的な管理栄養士の知識と技術を磨くことを教育目的としている。

人材養成の指針

食物栄養科学専攻両コースにおける人材養成は、他大学院（博士後期課程）への進学希望者に対する指導を含めながらも、主として修士課程修了をくぎりとしている。

「食物栄養科学コース」を修了した学生は、研究能力や「食」についての高度な専門知識が要求される大学・短大の教員や企業の研究者として活躍できるよう養成する。このコースでは家庭科の専修免許状も取得可能であり、中学・高校教員としても一層の活躍ができる。

また、「実践栄養管理学コース」を修了した学生は、医療・保健・福祉・学校教育などの実践現場において、他の専門職と連携し、高度な栄養管理を遂行できる管理栄養士として活躍できるよう養成する。特に、本コースの前身である「臨床栄養学コース」は日本でも先駆けて 2001 年に食物栄養科学専攻に設けられたコースであり、本生活科学部卒業生のみならず、現役管理栄養士のキャリアアップに寄与してきた。今後はさらに専門領域を広げ、高い能力を備えた管理栄養士を輩出することで、社会に貢献していく。

科目名

単位

食品生体応答論	2
環境物質制御論	2
有用生物開発論	2
食品ハイドロコロイド論	2
食品プロセス論	2
食嗜好論	2
給食経営管理論	2
調理機能論	2
臨床栄養制御論	2
栄養疫学	2
生体物質作用論	2
食育論	2
テーラーメイド栄養教育論	2
分子栄養学	2
健康栄養科学	2
栄養吸収代謝論	2
食物学特別講義	2
食物学特別研究	10
保健統計学特論	2
食物栄養科学演習Ⅰ	2
食物栄養科学演習Ⅱ	2
食品機能論	2
実践栄養学特論 A	2
実践栄養学特論 B	2
臨床栄養学特論 A	2
臨床栄養学特論 B	2
臨床栄養学特論 C	2
臨床栄養学特論 D	2
栄養管理学特論	2
実践栄養管理学研究	4
国際実践栄養学特論	2
医療実地研修	4
保健・福祉実地研修	4
実践栄養管理学特別研究	10
合計30単位以上履修しなければならない。	

〔別表2〕

入学金	180,000円（本学出身者は90,000円）
授業料	771,000円（文学研究科）
	771,000円（国際社会システム研究科）
	940,000円（薬学研究科）
	950,000円（看護学研究科博士課程（前期））
	600,000円（看護学研究科博士課程（後期））
	786,000円（生活科学研究科 生活デザイン専攻）
	886,000円（生活科学研究科 食物栄養科学専攻）

第4条第2項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る学費については、以下のとおり取り扱う。

- （1） 授業料及び実験実習料は、標準修業年限までの各々の合計額を履修年数で除した額とする。
また、各々の額に1,000円未満の端数が発生する場合は、1,000円単位で切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
- （2） （1）にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料及び実験実習料は、標準修業年限までの各々の合計額から既納入額を控除した金額とする。
- （3） （1）にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
- （4） （1）にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料及び実験実習料は、

再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

論文審査在学料

半年又は1年 30,000円

休学在籍料

1年休学 120,000円

半年休学 60,000円

科目等履修生

登録料（継続して履修の場合は初年度のみ） 24,000円

受講料（1単位当たり） 10,000円

聴講生

聴講料（1科目当たり） 16,000円（半期科目の場合は半額）

〔別表3〕

入学検定料 35,000円